

# 教育基本法改悪法案の国会提出に強く抗議する

本日、政府・与党は私たち教職員、父母、県民の抗議の声を無視して、教育基本法「改正」法案を閣議決定し、国会に提出した。連休明けには衆議院に特別委員会を設置し、6月18日の会期内に早期に成立させようとしている。

中教審答申以来、70回に及ぶ与党検討会議はその内容を一切国民に知らせず、密室協議によって行われた。教育の根本にかかわる問題がこのような密室で行われたこと自体異常なことである。

その内容は、全体として日本国憲法の理想を実現することを謳った現行教育基本法の精神を根本的に変質させ、憲法「改正」に道を開くものであり、きわめて重大な問題である。

改悪法案は「わが国と郷土を愛する」「公共の精神」を教育の目的に掲げている。これは、憲法第9条を改悪し、アメリカとともに海外で戦争することをねらう自民党の『新憲法草案』と合わせ考えれば、戦争にすすんで参加する子どもをつくるためであると言わざるをえない。愛国心とは本来、国民一人ひとりの国や社会に対する自然な感情や思想の問題であり、内心の問題である。このような愛国心を、国が法律によって強制することは、国民の内心の自由を侵害するものである。

改悪法案は、子どもたちを幼いころから選別し、一部のエリートを育成する差別と選別の「新自由主義的」な教育をすすめる点でも許しがたいものである。「9年の普通教育」と定めた義務教育の「9年」を削除しているのは、そのあらわれの一つである。

現行教育基本法第10条は、教育は自主的な立場から国民全体に対し直接責任を負って行われるべきだと定め、教育行政は教育を守り育てるための条件整備を目標に置くべきだと、その責任を限定している。これは、戦前、国家が教育内容を管理統制し、子どもたちに徹底して軍国主義を植え付け、侵略戦争に動員し、悲惨な結果をまねいたことへの痛苦の反省から生まれたものである。ところが、改悪法案は教育が「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」とした部分と、教育行政の責務である「必要な諸条件の整備確立」を削除している。これは、戦前のように国家が教育内容や方法についていくらでも介入できる体制をつくらうとするものである。

改悪法案は「教育振興基本計画」という項を新たに設け、教育基本法を政府の教育政策の「基本計画」の根拠法にしている。5年間をめどとする「教育振興基本計画」は目標と財源が閣議決定され、文科省がすすめる「新自由主義的」な「教育改革」を政府全体の重要課題に格上げし、財政的にも保証するものである。しかも、この「基本計画」が「国会に報告する」だけで推進できることも問題である。

以上のように、多くの重大な問題点を含む教育基本法改悪法案を政府が国会に提出したことに強く抗議するものである。

2006年4月28日

埼玉県高等学校教職員組合